

障害者福祉システム等標準化検討会（第4回）

令和5年3月16日 【資料3】

# 障害者福祉システム等標準化検討会 （第4回）

標準仕様書2.0版から2.1版案  
の変更概要等

令和5年3月16日

事務局提出資料

# 最新の動向(令和4年10月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和4年10月12日 ～ 令和5年2月1日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会 データ連携ワーキングチーム 申請管理ワーキングチーム 宛名管理ワーキングチーム
2	令和4年11月8日	デジタル庁	標準仕様の指定都市における課題等検討会
3	令和4年12月13日	デジタル庁	ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について ・【別紙1】ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料 ・【別紙2】R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請 / アカウント申請 ・【別紙3】ガバメントクラウド概要解説 ・【別紙4】ガバメントクラウド手続き概要 ・【別紙5】ガバメントクラウド利用概要(AWS編)
4	令和5年1月20日	総務省	「自治体DX推進手順書」等の改定 ・自治体DX推進手順書の概要 ・自治体DX全体手順書【第2.1版】 ・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】 ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第2.0版】 ・自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書【第2.0版】
5	令和5年2月4日	総務省	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令(案)及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(案)に対する意見募集
6	令和5年2月20日	デジタル庁	地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会
7	令和5年2月21日	デジタル庁	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】各論(案)」に関する意見照会
8	令和5年2月22日	デジタル庁	「データ要件・連携要件標準仕様書(文字要件抜粋)改定案」に関する意見照会
9	令和5年2月28日	デジタル庁	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】(案)」に関する意見照会 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】総論(案)」に関する意見照会

# 1. 標準仕様書2.0版から2.1版案の対応内容と残課題(1/3)

○ 各検討論点に対して、標準仕様書2.1版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりである。

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
1	分割調達対応	標準化基本方針(令和4年10月)の「5.1.1.2分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」による対応	○	—	—	<p><b>【対応完了】</b>            障害者福祉システムの機能の一部を切り出して調達する場合について、他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合と障害者福祉業務内で個別機能システム(サブユニット)で調達する場合に分けて整理し、規定している</p> <p>(※1)サブユニットのデータ要件・連携要件への反映</p>
2	引越しワンストップサービス対応	政府方針(引越LOSSを実現するための機能)の対応	—	—	—	<p><b>【残課題】</b>            デジタル庁より令和5年3月時点の標準仕様書に規定する業務として、「国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、印鑑登録、軽自動車税」が指定されたことから、令和5年度以降、必要に応じて検討</p>
3	ぴったりサービスのプリセット様式対応	政府方針(行政手続のオンライン化に寄与する機能)の対応	—	○	—	<p><b>【対応完了】</b>            国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届のプリセット様式と整合させるため、帳票レイアウトの変更及び管理項目を追加している</p> <p>(※1)追加した管理項目のデータ要件・連携要件への反映</p>
4	公金受取口座欄の見直し	政府方針(公的給付支給等口座情報を利用する機能)の対応	○	—	○	<p><b>【対応完了】</b>            帳票レイアウトの公金受取口座欄を変更している</p>

(※1) デジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

# 1. 標準仕様書2.0版から2.1版案の対応内容と残課題(2/3)

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
5	データ要件・連携要件との整合対応	基本データリスト、機能別連携仕様との整合対応	—	—	○	<b>【対応完了】</b> デジタル庁から厚生労働省へ依頼のあったものについて、管理項目の追加や要件の考え方・理由欄へ説明を追記している ※2月WT後の2.1版案の主な変更内容は、5頁以降に記載している
6	過剰な機能の標準オプションへの変更対応	デジタル庁で整理する「機能要件の実装類型の見直し案」の対応	—	—	○	<b>【対応完了】</b> デジタル庁から厚生労働省へ依頼のあった10件の見直し案のうち、7件について標準オプション機能に変更している
7	横並び調整方針対応	横並び調整方針の改定に伴う対応	—	—	○	<b>【対応完了】</b> デジタル庁から「標準仕様書間の横並び調整方針」(令和5年2月改訂版(案))が示され、該当する部分を機能・帳票要件に反映している
8	令和4年度下期全国照会対応	全国照会の意見に対する意見集約の内容、2.1版案への反映内容	—	—	○	989件の意見について、意見集約を実施している ※2月WT後の2.1版案の主な変更内容は、5頁以降に記載している <b>【対応完了】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.1版案へ反映:311件</li> <li>・意見へ回答し完了:676件</li> </ul> <b>【残課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続検討:2件(精神手帳の旅客運賃の割引対応)                      ⇒「精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携」は、実施が令和6年度以降となることやデータ標準レイアウトの追加検討は今後であることから、標準仕様書への反映(改版)時期も含めて、今後の検討とする</li> </ul>

(※)No.5～8の2.1版案に反映した内容のデジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

# 1. 標準仕様書2.0版から2.1版案の対応内容と残課題(3/3)

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
9	検討課題事項	検討会・WT・ベンダ分科会のご意見(未対応事項)の対応	○	○	○	<b>【対応完了】</b> 134件中133件対応している ※2月WT後の2.1版案の主な変更内容は、5頁以降に記載している <b>【残課題】</b> 1件 No2(引越LOSSの規定)と同様の内容
10	継続検討事項	令和3年度・4年度上期全国照会のご意見(継続検討事項)の対応	○	—	○	<b>【対応完了】</b> 129件中129件対応している ※2月WT後の2.1版案の主な変更内容は、5頁以降に記載している
11		標準化対象事務政省令の改正案の対応	—	—	○	<b>【対応完了】</b> 独自事務(上乘せ)や障害者手帳に関する規定を変更している
12	その他	2月WT意見の意見集約の内容、2.1版への反映内容	—	—	—	136件の意見について、意見集約を実施している ※2月WT後の2.1版案の主な変更内容は、5頁以降に記載している <b>【対応完了】</b> ・2.1版案へ反映:60件 ・意見へ回答し完了:76件
13		都道府県システムの標準化について	—	—	○	<b>【対応完了】</b> 調査結果を踏まえて、現状のとおりとしている
14		デジタル庁による「標準仕様の指定都市における課題等検討会」の意見対応	—	—	—	<b>【残課題】</b> 指定都市以外の市町村に影響がないように、指定都市用として2.1版を策定(予定)し、令和5年3月末に公表する予定

(※)No.9、10、14の2.1版案に反映した内容のデジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(本編)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

<令和4年度下期全国意見照会の意見集約一覧(1.障害者福祉共通 No.45)>  
 ・(機能ID:1.6.14.)通知書等の帳票一括出力について  
 本編に「印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること」とあるが、実際の運用では縮小や改行を行っても、印字枠に収まらない、また、読むことが困難になることが想定されるため、文字溢れ等が発生した場合は、該当欄を空欄とし、明示的に気づける仕組みを追加していただきたい。

本編に、赤文字を追加

個別の要件を追加

ご意見の内容を踏まえて、また、介護保険においても同様の意見がありましたので、介護保険と同様の要件として、以下の要件を追加いたしました。

○変更箇所

・本編 2. 帳票詳細要件 ⑧に「機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、」を追加。

⑧ システムから印字する各項目の文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数が最大となる。機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。

・機能ID:1.6.31. に、以下の機能を追加

帳票出力時、「⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること」について、当要件に替えて、文字溢れ対応として、該当欄を空欄とし、明示的に気づける仕組みとすること。

1

大項目	中項目	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考
					障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能	0220204	1.6.31.	帳票出力時、「⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること」について、当要件に替えて、文字溢れ対応として、該当欄を空欄とし、明示的に気づける仕組みとすること。	○	○	○	×	○	障害者福祉システム標準仕様書 第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件の以下に関する要件となる。 ⑦ 帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを14ポイント、他の項目は10.5ポイントを基本とすること。帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により指示文等の項目の文字サイズの縮小が必要な箇所は7ポイントを最小とする。 ⑧ 「機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。」	

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(障害者福祉共通①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

#### <022\_障害者福祉\_機能別連携仕様【第2.0版】(案)>

機能別連携仕様【第2.0版】(案)では、更生医療情報、精神通院医療、国制度手当情報、特別児童扶養手当情報を他基幹系システムへ提供する要件が追加されている。

連携ID	枝番	標準仕様書 関連箇所	機能説明	必須/任意/不可					対象データ	連携方法			個人住民税	生活保護	障害者福祉	子ども子育て
				障害者福祉	障害者総合支援	審査会	請求審査	特別児童扶養手当		データ集合名	連携種別	API連携				
022o022	00	1.1.31.	①障害者福祉システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③更生医療情報を、④提供する	必須	不可	不可	不可	不可	更生医療情報			○	0			
022o015	00	1.1.36.	①障害者福祉システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③精神通院医療情報を、④提供する	必須	不可	不可	不可	不可	精神通院医療情報			○	0	0		
022o014	00	1.1.31./1.1.35./1.1.36.	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③国制度手当決定情報を、④提供する	必須	不可	不可	不可	不可	国制度手当決定情報			○	0			
022o016	00	1.1.31./1.1.35./1.1.36.	①障害者福祉システム(サブユニットを含む)が、②生活保護システムに、③特別児童扶養手当決定情報を、④提供する	必須	不可	不可	不可	必須	特別児童扶養手当決定情報			○	0			
022o017	00	1.1.31./1.1.35./1.1.36.	①障害者福祉システム(サブユニットを含む)が、②庁内の他基幹業務システムに、③特別児童扶養手当決定児童情報を、④提供する	必須	不可	不可	不可	必須	特別児童扶養手当決定児童情報	日次/月次		○	0			0

1

デジタル庁に確認したところ、生活保護システムへの提供は、標準オプションが正しいため、3月末に向けて修正すること

他基幹系システムの業務処理で必要な情報であることから、機能別連携仕様と整合させた情報提供機能を追加いたしました。  
○変更箇所  
機能ID: 1.1.81.、1.1.82.、1.1.83.、1.1.84.、1.1.85.

中項目	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
				障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.1.他システム連携	0220040	1.1.81.	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療(更生医療)情報を提供する。	◎	×	×	×	×	個人住民税システムのように、自立支援医療(更生医療)情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。
1.1.他システム連携	0220041	1.1.82.	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療(精神通院医療)情報を提供する。	◎	×	×	×	×	個人住民税システムのように、自立支援医療(精神通院医療)情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。
1.1.他システム連携	0220042	1.1.83.	生活保護システムに国制度手当情報を提供する。	○	×	×	×	×	連携する項目は連携要件に定められる。
1.1.他システム連携	0220043	1.1.84.	生活保護システムに特別児童扶養手当情報を提供する。	○	×	×	×	○	連携する項目は連携要件に定められる。
1.1.他システム連携	0220044	1.1.85.	子ども子育て支援システム等の他システムに特別児童扶養手当児童情報を提供する。	◎	×	×	×	◎	子ども子育て支援システムのように、特別児童扶養手当児童情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。

生活保護連携は標準オプションとしている

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(障害者福祉共通②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

<令和4年度下期全国意見照会の意見集約一覧(1.障害者福祉共通 No.25、13.その他 No.17)>

・追加(1.6.帳票出力機能):

【要望】

各業務の申請書において、視覚障害者に対して読み上げコードを挿入し、印字できること。

【理由】

スマートフォン等による読み上げソフトの普及を踏まえて、視覚障害者に容易に通知内容等を把握していただく必要があるため。

・障がい福祉システムに限定した話ではなく、他分野においても標準化を進めるにあたり、通知作成時に音声コードの作成・挿入が選択できるようにしていただきたい。音声コードが通知文に含まれている場合、視覚障がい者だけではなく日本語が読めないが聞き取りはできる外国人や、高齢で文字が読みづらくなった方に対しても有益となる。各種通知は各担当課から発送される。このため障害福祉システムだけではなく、国保や児童、税等のシステムについても一律の機能として導入していただきたい。

#### 2.1版案の変更内容

視覚障害者や日本語は読めないが聞き取りはできる外国人、高齢で文字が読みづらくなった方等向けに、音声読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、音声で聞き取ることができるよう、**音声コードのマスタ管理、印字対象者の管理及び通知書等への印字の要件を、障害者福祉共通に標準オプションで追加いたしました。**

○変更箇所

機能ID: 1.2.15.、1.3.19.、1.6.30.



2

中項目	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
				障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.2.マスタ管理機能	0220094	1.2.15.	通知書等に印字する音声コードを帳票単位で管理できること。 ※ 音声コードは「Uni-Voice」又は「SPコード」の仕様に準拠することとし、ペндаの実装範囲の機能とする。	○	○	○	×	○	視覚障害者や日本語は読めないが聞き取りはできる外国人、高齢で文字が読みづらくなった方等向けに、音声読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、音声で聞き取ることができるようになる機能である。
1.3.データ管理機能	0220128	1.3.19.	障害児者の状況を管理し、各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 医療的ケアの有無 施設入所の有無 強座位と動座席の有無 音声コードの印字有無	○	○	×	×	○	
1.6.帳票出力機能	0220189	1.6.30.	通知書等を出力する場合は、帳票単位で設定した音声コードを印字できること。 ※1 音声コードの印字は「Uni-Voice」又は「SPコード」の仕様に準拠することとし、ペндаの実装範囲の機能とする ※2 機能ID: 0220128「音声コードの印字有無」が「有」の対象者について印字すること	○	○	○	×	○	視覚障害者や日本語は読めないが聞き取りはできる外国人、高齢で文字が読みづらくなった方等向けに、音声読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、音声で聞き取ることができるようになる機能である。 ・印字場所は問合せ先の右側空白部分となる。

音声コードのマスタ管理機能を追加

音声コードの印字対象者の管理項目を追加

音声コードの印字機能を追加

印字場所は問合せ先の右側空白部分

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(手帳関連①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

<令和4年度下期全国意見照会の意見集約一覧(02.療育手帳 No.10、11、24、52-58、92)>

・【療育手帳(紙様式)】

療育手帳は顔写真付きため、身分証明としての用途があり、更新ごとに直近の写真を貼付けて新しい用紙で交付している。そのため、判定の記録欄は最新の1つのみを印字する形に変更し紙面数を減らしてほしい。

・【療育手帳(紙様式)】、【療育手帳(紙様式)(プレプリント様式)】

種々の証明書が縮小化する傾向にあること、他の障害者手帳と比しても異常に大きい(1面当たりの面積で精神障害者保健福祉手帳の倍以上)ため、手帳のサイズを可能な限り小さく、面の数を少なくしてほしい。

#### 2.1版案の変更内容

手帳様式につきましては、各自治体における事務の効率性や障害当事者への配慮等の理由から、サイズや縦横など様々な様式であることは承知しておりますが、どうしても標準仕様書の帳票レイアウトに合わせる事が難しい場合は、標準化の趣旨にそぐわないこととなりますが、標準準拠システムから出力せずに、外部委託やExcel等から出力するなど、標準システム以外で対応することにより、現行様式を引き続き利用することは差し支えございません。  
 なお、印刷の観点から療育手帳の様式は4面に変更いたしました。4面以外に必要な事項がございましたら、台紙の裏面や別冊としてご用意していただきますようお願いいたします。

○変更箇所

- ・機能ID:3.7.12. (11-2 療育手帳(紙様式)(プレプリント様式))を削除
- ・帳票詳細要件 11.療育手帳(紙様式) 通番25「予備欄(6)」を「予備欄」に変更し、通番26以降を削除
- 11-2.療育手帳(紙様式)(プレプリント様式)を削除
- ・帳票レイアウト
  - 11.療育手帳(紙様式)の4, 5, 7頁以降を削除し、1, 2, 3, 6頁を残した4面に変更
  - 11-2.療育手帳(紙様式)(プレプリント様式)を削除

(印字)様式番号  
(B7とする 縦9.1cm、横12.8cm×4面)

(印字)療育手帳

写真 (縦4cm×横3cm)

(印字)手帳番号 (〇〇県(市)第 号)  
 (印字)初回交付日 + “ 交付”  
 (印字)再交付日 + “ 再交付”

氏名 (印字)氏名  
 (印字)生年月日 + “ 生”

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 (印字)種(第〇種)

自由 (印字)設定に従う  
 (印字)自由記載 1

(印字)都道府県(市)名 (印字)公印

- (1) -

判定の記録		
障害の程度(総合判定)	合併障害	(印字)障害名 (身体障害 級)
(印字)障害程度	判定年月日	(印字)判定日
	次の判定年月	(印字)再判定年月
	判定機関	(印字)判定機関

判定の記録		
障害の程度(総合判定)	合併障害	(身体障害 級)
(印字)障害程度	判定年月日	
	次の判定年月	
	判定機関	

- (3) -

本人	変更年月日	福祉事務所 文芸町 特設印	保護者	変更年月日	福祉事務所 文芸町 特設印
(印字)住所			(印字)氏名 (印字)続柄 (印字)電話 (印字)住所		
住所			氏名 続柄 住所		
住所			氏名 住所		
(印字)電話			氏名 電話		
(印字)固定文言 1 + 編集 1			続柄 住所		

- (2) -

(予備欄)

(印字)設定に従う

(印字)自由記載 2

- (4) -

1

帳票レイアウトは、以下のとおり変更している。

- ・11.療育手帳(紙様式)の4, 5, 7頁以降を削除し、1, 2, 3, 6頁を残した4面に変更
- ・11-2.療育手帳(紙様式)(プレプリント様式)を削除

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(手帳関連②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

2

<令和5年2月WTの意見集約一覧(No.33、39、41、99)>  
 ・02.身体障害者手帳 2.7.帳票出力機能  
 機能ID 0220263  
 「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)は、交付/再交付、障害部位コードや障害部位ごとの等級コード、又は総合等級コード(再交付の場合は新旧の各総合等級コード)に応じて、印字内容を設定でき、印字できると記載されている。上記のお持ちいただくものは、基本データリストの文言マスタ情報で管理するものと認識しているが、資格状況に応じて文言を切り分ける対応が必要となると、自治体運用に依存してしまうため、カスタマイズ対応が懸念される。  
 自治体運用に依存するのであれば、「お持ちいただくもの」を文言マスタ情報での管理ではなく、管理項目として定義すべきではないか。

・2.身体障害者手帳 2.7.帳票出力機能  
 機能ID(新)0220263 機能ID(旧)2.7.2.  
 ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字は、「印字編集条件など」に記載の内容の他に、交付/再交付、障害部位コードや障害部位ごとの等級コード、又は総合等級コード(再交付の場合は新旧の各総合等級コード)に応じて、印字内容を設定でき、印字できることについて、本要件を実装する場合、2(交付/再交付)×18(障害部位コード)×7(障害部位ごとの等級コード)×7(総合等級コード)×2(再交付の場合は新旧の各総合等級コード)のパターンを考慮する必要があると想定している。現実的ではないため、全国自治体共通の印字パターンをお示しして頂きたい。

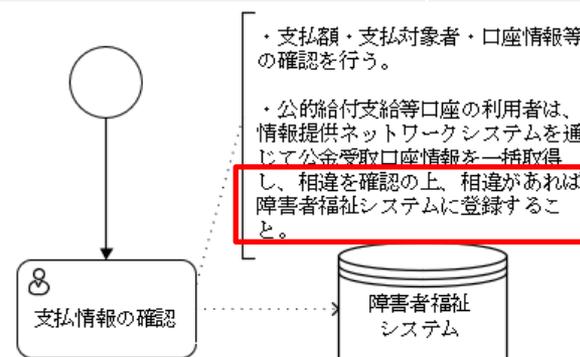
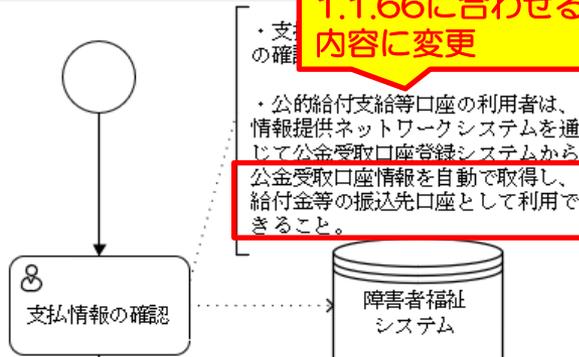
ご意見を踏まえて、※3の要件を削除し、備考欄に「※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。帳票レイアウトに示す「2.身体障害者手帳(新規、紛失による再交付の場合は除く)」のように、文言マスタの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。」を追記いたしました。  
 合わせて、療育手帳、精神手帳も同様に対応しております。

○変更箇所  
 機能ID:0220275(2.7.2.)、0220347(3.7.2.)、0220411(4.7.2.)

※3の要件を削除し、その理由と対応を備考欄に記載している。

大項目	中項目	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	0220275	2.7.2.	■帳票詳細要件02 「身体障害者手帳交付(再交付)について」を出力できること。  ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字は、内容/印字編集条件などに記載の内容の他に、交付/再交付、障害部位コードや障害部位ごとの等級コード、又は総合等級コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。帳票レイアウトに示す「2.身体障害者手帳(新規、紛失による再交付の場合は除く)」のように、文言マスタの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能	0220347	3.7.2.	■帳票詳細要件02 「療育手帳交付(再交付)について」を出力できること。  ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字は、内容/印字編集条件などに記載の内容の他に、交付/再交付、障害程度コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。帳票レイアウトに示す「2.療育手帳(新規、紛失による再交付の場合は除く)」のように、文言マスタの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。
4.精神障害者保健福祉手帳	4.7.帳票出力機能	0220411	4.7.2.	■帳票詳細要件02 「障害者手帳交付(再交付)について」を出力できること。  ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字は、内容/印字編集条件などに記載の内容の他に、交付/再交付、障害等級コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字に関する要件は、ノンカスタマイズによる実装が困難であるため削除している。帳票レイアウトに示す「2.障害者手帳(新規、紛失による再交付の場合は除く)」のように、文言マスタの設定の範囲で、お持ちいただくもの及びその条件を設定すること。

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(手当関連)

No	意見概要	2.1版案の変更内容														
1	<p>&lt;検討・課題一覧(No.438)&gt;            特別児童扶養手当の09手当支払のフローでは、「公的給付支給等口座の利用の意思がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報を取得し、障害者福祉システムに口座情報を登録すること。」と記載があるのですが、<u>支払いの度に公金受取口座と手作業で突合して、その都度、入力するという</u>ことでしょうか。</p>	<p>機能ID:1.1.66. のとおり、<u>自動で取得することは可能となっておりますので、業務フローを変更</u>いたしました。</p> <p>○変更箇所            業務フロー            02.国制度手当(手当支払)、09.特別児童扶養手当(手当支払)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>変更前</p>  <p>・支払額・支払対象者・口座情報等の確認を行う。</p> <p>・公的給付支給等口座の利用者は、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報を一括取得し、相違を確認の上、相違があれば障害者福祉システムに登録すること。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>変更後</p>  <p>・支払額等の確認</p> <p>・公的給付支給等口座の利用者は、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p> </div> </div>														
2	<p>&lt;令和5年2月WTの意見集約一覧(No.48、116)&gt;            05.国制度手当 5.3.支払機能            機能ID 0220493            ・国制度手当独自施策利用項目(金額1)を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。と定められている。  <u>支給額に金額1を上乗せするということは、支給年月毎の管理を想定されているという認識でよいか</u>ご教示いただきたい。</p> <p>・独自施策利用項目(金額1)にて上乗せした支給額に関して、国制度手当の基本データリストに存在する「支給額」、及び<u>副本のデータ標準レイアウトで定義されている支給情報で管理する金額も独自施策利用項目(金額1)を上乗せした支給額としてよい認識か。</u></p>	<p>ご意見を踏まえて、機能要件に「※ 当要件は、全銀協フォーマットのファイル作成に関する要件であり、自治体中間サーバーへの副本登録や福祉行政報告例の集計等の国が求める要件や国制度手当に関する他の要件に影響させないこと」を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所            機能ID:0220505(5.3.16.)</p> <table border="1" data-bbox="415 1163 1889 1365"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.国制度手当</td> <td>5.3.支払機能</td> <td>0220505</td> <td>5.3.16.</td> <td>機能ID:0220458の国制度手当独自施策利用項目(金額1)を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>国制度手当の支給額に上乗せして支給する場合の要件であり、別途支給する場合(横出し支給の場合)は含まない。</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	5.国制度手当	5.3.支払機能	0220505	5.3.16.	機能ID:0220458の国制度手当独自施策利用項目(金額1)を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。	○	国制度手当の支給額に上乗せして支給する場合の要件であり、別途支給する場合(横出し支給の場合)は含まない。
大項目	中項目	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由										
5.国制度手当	5.3.支払機能	0220505	5.3.16.	機能ID:0220458の国制度手当独自施策利用項目(金額1)を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。	○	国制度手当の支給額に上乗せして支給する場合の要件であり、別途支給する場合(横出し支給の場合)は含まない。										

1.1.66に合わせる内容に変更

・支払額・支払対象者・口座情報等の確認を行う。  
 ・公的給付支給等口座の利用者は、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報を一括取得し、相違を確認の上、相違があれば障害者福祉システムに登録すること。

・支払額等の確認  
 ・公的給付支給等口座の利用者は、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。

※書きを追加

※ 当要件は、全銀協フォーマットのファイル作成に関する要件であり、自治体中間サーバーへの副本登録や福祉行政報告例の集計等の国が求める要件や国制度手当に関する他の要件に影響させないこと

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(障害福祉サービス関連①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

<令和5年2月WTの意見集約一覧(No. 2、56)>  
管理項目に地域相談支援給付の受給者証番号を追加してほしい。

地域相談支援受給者証番号は基本データリスト上では存在せず、受給者証番号の項目のみで、障害福祉サービス受給者証番号、地域相談支援受給者証番号を管理する想定となっている。  
弊社ユーザーでも、障害福祉サービス、地域相談支援を併給される受給者は同一受給者証番号を付番されており、左記帳票レイアウトについても同様の番号が印字されることとなるが、認識に問題ないか。

地域相談支援給付の受給者証番号は、介護給付・訓練等給付と同一の番号を利用する想定でしたが、別管理しているシステムも考慮し、個別に標準オプションとして別で管理できるようにしました。あわせて、帳票詳細要件も見直しております。

- 変更箇所  
機能ID(旧):6.1.99.、6.1.100.  
帳票詳細要件  
12.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書  
14.計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書  
20.モニタリング期間変更通知書  
24.地域相談支援受給者証  
28.支給(給付)決定取消通知書  
30.計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書

1

機能ID(旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	
6.1.99.	地域相談支援給付を受給する対象者について、介護給付・訓練等給付とは別の地域相談支援給付受給者証番号を付番できること。  【管理項目】 地域相談支援給付受給者証番号	○	○	×	自治体によって、地域相談支援給付受給者証番号は介護給付・訓練等給付の受給者証番号と別の番号を採番していることから、標準オプション機能としている。
6.1.100.	地域相談支援給付受給者証番号は、自動付番あるいは手入力でき、チェックデジットを付けること。  ※1 手入力した場合に重複番号を抑制すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること ※2 自動付番は、チェックデジットを除いた最大番号からの通番とする。	○	○	×	

・地域相談支援給付の受給者証番号を追加  
・自動付番機能および手入力時の重複チェック機能の追加

<例:12.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書>

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
10	地域相談支援受給者証番号	●			地域相談支援受給者証番号と障害福祉サービス受給者証番号を同じ番号で運用している場合は、障害福祉サービス受給者証番号を印字すること。

受給者証番号を分けて運用していない場合は、障害福祉サービスの受給者証番号を印字するよう記載

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(障害福祉サービス関連②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容																		
2	<p>&lt;検討・課題一覧(No.440)&gt;            障害福祉サービスの機能ID:6.1.33.において、医療保険者を管理する必要があり、保険者マスタより保険者の情報を取得する想定であるが、<u>保険者マスタの管理機能の記載が漏れている。</u></p>	<p>障害福祉サービスの要件に<u>保険者マスタの管理機能を追加</u>しました。</p> <p>○変更箇所            機能ID(旧):6.8.9.、6.8.10.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.8.9.</td> <td>           保険者情報をマスタ管理できること。            【管理項目】            保険者番号            保険の種類コード            保険者名            保険者郵便番号            保険者住所            保険者方書            適用開始日            適用終了日         </td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6.8.10.</td> <td>           保険者情報をマスタ管理できること。            【管理項目】            保険者名カナ         </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>「6.8.マスタ管理」として保険者情報のマスタ管理機能を追加</p>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分			障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	6.8.9.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎	◎	×	6.8.10.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○	○	×
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																		
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム																
6.8.9.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎	◎	×																
6.8.10.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○	○	×																
3	<p>&lt;令和5年2月WTの意見集約一覧(No.70)&gt;            取扱業者からの請求に基づいて請求日、支払日を管理する項目が設けられているが、基本データリストにおいて繰り返し項目(12)で管理されている。  <u>借受時に毎月支払うことを想定した形で定義していると思うが、何月分の請求、支払いであるかを管理する項目は不要か。</u></p>	<p>ご意見のとおり管理が必要と考えられますので、<u>貸与対象年月を管理項目として追加</u>しました。</p> <p>○変更箇所            機能ID:0221093(11.1.7.)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0221093</td> <td>11.1.7.</td> <td>           取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。            【管理項目】            貸与対象年月            請求日            支払日            支払区分コード            納入日         </td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理項目に「貸与対象年月」を追加</p>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0221093	11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 貸与対象年月 請求日 支払日 支払区分コード 納入日	◎										
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分																	
0221093	11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 貸与対象年月 請求日 支払日 支払区分コード 納入日	◎																	

### 3. 2月WT後の2.1版案の主な変更内容(自立支援医療関連)

No	意見概要	2.1版案の変更内容																																
1	<p>&lt;令和5年2月WTの意見集約一覧(No. 102)&gt; 機能ID(新0220879、機能ID(旧)8.4.3.の「※ 様式サイズはA4またはA6を選択できることについて」、A4サイズ(1か月分を1枚出力する仕様)／A6サイズ(冊子を利用する仕様)ごとに機能IDを分けていただきたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220893</td> <td>8.4.1.</td> <td> <p>■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証(表面)」 02「自立支援医療受給者証(裏面)」 が出力できること。</p> <p>※1 片面印刷か両面印刷を選択できることであること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>0220894</td> <td>8.4.1.</td> <td> <p>■様式サイズ ※一様式サイズはA6であること 機能ID: 0220893 の様式サイズについてA6であること。</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>0220895</td> <td>8.4.16.</td> <td>機能ID: 0220893 の印刷方式について両面印刷であること</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>0220897</td> <td>8.4.3.</td> <td> <p>■帳票詳細要件08■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。</p> <p>※1 様式サイズはA4またはA6を選択できることであること ※2 片面印刷であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>0220898</td> <td>8.4.17.</td> <td>機能ID: 0220897 の様式サイズについてA6であること</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>0220899</td> <td>8.4.18.</td> <td>機能ID: 0220897 の様式サイズがA6の場合、A4用紙の片面に4枚まで印刷ができること</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>0220900</td> <td>8.4.19.</td> <td>機能ID: 0220897 の印刷方式について両面印刷であること</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	0220893	8.4.1.	<p>■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証(表面)」 02「自立支援医療受給者証(裏面)」 が出力できること。</p> <p>※1 片面印刷か両面印刷を選択できることであること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。</p>	◎	0220894	8.4.1.	<p>■様式サイズ ※一様式サイズはA6であること 機能ID: 0220893 の様式サイズについてA6であること。</p>	○	0220895	8.4.16.	機能ID: 0220893 の印刷方式について両面印刷であること	○	0220897	8.4.3.	<p>■帳票詳細要件08■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。</p> <p>※1 様式サイズはA4またはA6を選択できることであること ※2 片面印刷であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。</p>	○	0220898	8.4.17.	機能ID: 0220897 の様式サイズについてA6であること	○	0220899	8.4.18.	機能ID: 0220897 の様式サイズがA6の場合、A4用紙の片面に4枚まで印刷ができること	○	0220900	8.4.19.	機能ID: 0220897 の印刷方式について両面印刷であること	○	<p>各※(注釈)の機能が一つの機能IDに記載されることにより、標準オプション機能ではありませんが、全ての機能を実装する必要があるため、<u>各注釈について各機能IDに分けました</u>。あわせて、記載レベルをあわせるため、受給者証の出力機能である機能ID:8.4.1.も記載内容も見直しています。なお、育成医療、精神通院医療も同様に対応しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID(旧):8.4.1.、8.4.3.、8.4.16.、8.4.17.、8.4.18.、8.4.19.、9.4.1.、9.4.3.、9.4.15.、9.4.16.、9.4.17.、9.4.18.、10.4.1.、10.4.2.、10.4.16.、10.4.17.、10.4.18.、10.4.19.、10.4.20.</p> <p>受給者証、上限額管理票の※(注釈)に記載している両面印刷、様式サイズを別機能IDに分割</p>
機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分																															
0220893	8.4.1.	<p>■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証(表面)」 02「自立支援医療受給者証(裏面)」 が出力できること。</p> <p>※1 片面印刷か両面印刷を選択できることであること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。</p>	◎																															
0220894	8.4.1.	<p>■様式サイズ ※一様式サイズはA6であること 機能ID: 0220893 の様式サイズについてA6であること。</p>	○																															
0220895	8.4.16.	機能ID: 0220893 の印刷方式について両面印刷であること	○																															
0220897	8.4.3.	<p>■帳票詳細要件08■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。</p> <p>※1 様式サイズはA4またはA6を選択できることであること ※2 片面印刷であること</p> <p>【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。</p>	○																															
0220898	8.4.17.	機能ID: 0220897 の様式サイズについてA6であること	○																															
0220899	8.4.18.	機能ID: 0220897 の様式サイズがA6の場合、A4用紙の片面に4枚まで印刷ができること	○																															
0220900	8.4.19.	機能ID: 0220897 の印刷方式について両面印刷であること	○																															
2	<p>&lt;令和5年2月WTの意見集約一覧(No. 108)&gt; 帳票詳細要件の8.自立支援医療(更生医療)&gt;10:支給認定決定のお知らせ 医療機関欄、薬局欄、訪問看護事業者欄には、宛先と同じ施設のみでなく、登録された複数の医療機関、薬局、訪問看護事業者全ての名称を印字するとして、相違ないか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220862</td> <td>8.1.21.</td> <td> <p>医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 病院・診療所の認定決定お知らせ有無(※2) 薬局の有効開始日、終了日 薬局の認定決定お知らせ有無(※2) 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の認定決定お知らせ有無(※2)</p> <p>※1 それぞれを最大3件管理できること ※2 「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関を管理する項目。「有」の医療機関が「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる。</p> </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	0220862	8.1.21.	<p>医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 病院・診療所の認定決定お知らせ有無(※2) 薬局の有効開始日、終了日 薬局の認定決定お知らせ有無(※2) 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の認定決定お知らせ有無(※2)</p> <p>※1 それぞれを最大3件管理できること ※2 「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関を管理する項目。「有」の医療機関が「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる。</p>	○	<p>「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関は複数の医療機関が登録された場合であっても、基本的には代表の医療機関に送付すると考えられますが、複数の医療機関が登録されている場合、代表の医療機関が把握できないこと。また、複数の医療機関に送付する運用があることを想定し、<u>管理項目に各医療機関の送付対象有無を追加</u>しました。また、育成医療も同様に対応しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID(旧):8.1.21.、9.1.21.</p> <p>各医療機関の「認定決定お知らせ有無」を追加</p>																								
機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分																															
0220862	8.1.21.	<p>医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 病院・診療所の認定決定お知らせ有無(※2) 薬局の有効開始日、終了日 薬局の認定決定お知らせ有無(※2) 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の認定決定お知らせ有無(※2)</p> <p>※1 それぞれを最大3件管理できること ※2 「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる医療機関を管理する項目。「有」の医療機関が「支給認定決定のお知らせ」の送付対象となる。</p>	○																															